

# 制度概要について

新協働制度についての  
説明会

## 【新制度】

### 【対象団体の要件】

- ボランティア・公益活動センターの登録団体で、主に市内で活動する**3人以上の団体**
- 団体の代表者及び構成委員の半数以上が市内に住所を有し、計画的に公益活動を実践するもの
- 団体が自主的に行う組織的な公益活動で、特定非営利活動促進法第2条別表に記載されている各分野の事業  
※現行制度より**団体規模の制限を緩和**し、素晴らしいアイデアを持つ新規団体との協働や小規模の団体の事業立ち上げ支援に対応します。

## 【これまでの制度】 公益活動支援補助金

### 【対象団体の要件】

- ボランティア・公益活動センターの登録団体で、主に市内で活動する**5人以上の団体**
- 団体の代表者及び構成委員の半数以上が市内に住所を有し、計画的に公益活動を実践するもの
- 団体が自主的に行う組織的な公益活動で、特定非営利活動促進法第2条別表に記載されている各分野の事業

【補助率】 **3分の2**

【上限額】 **30万円**

【補助期間】 **同一事業  
3回まで**

## 制度改正

## 公益活動団体協働提案負担金

新設

事業実施の前年度から団体と所管課で調整を行う。（スケジュールは次頁参照）  
両類型とも、企画段階から団体と所管課との協働を必須とし、互いに知恵を出しあいながら事業を練っていき、予算成立後、それぞれの役割を定めた協定書を作成します。  
総合計画上の課題、施策、成果指標いずれかに関連した事業である必要があります。

### 団体提案型

団体から協働提案を募集し、所管課とのマッチングを経て実施します  
所管課と団体の間は、まちづくり推進課がコーディネートします  
必ず事業化できるわけではなく、課題意識に食い違いがあった場合などは、事業化されない場合もあります

【市負担率】 **5分の4**   【上限額】 **50万円**   【補助期間】 **最大3年間**

### 行政提案型

市からテーマを提示し、その提案に応じる団体を募集します  
協力団体は、まちづくり推進課、ボラポートさかたで調整します

【市負担率】 **10分の10**   【上限額】 **50万円**   【補助期間】 **最大3年間**

## 公益活動支援補助金

### 団体育成型

【市負担率】 **3分の2**   【上限額】 **20万円**   【補助期間】 **3回まで**

見直し（継続）

### 団体間協働型

【市負担率】 **3分の2**   【上限額】 **30万円**   【補助期間】 **3回まで**

新設

# 事業フロー（導入スケジュール）について

